

# 令和6年度 利用調整基準表の内容と提出書類



各種様式は「保育所のページ」の「入所に関する各種様式」、「その他の各種様式」からダウンロード可能です。

## 1. 基準点

保育の利用を必要とする事由に応じて、「保育の利用を必要とする証明書（添付書類含む）」を必要書類として提出する。

保育の利用を必要とする事由（※）		必要書類
① 就労	会社などに雇用されている方	①就労証明書
	自営業（個人事業主）の方	①就労証明書 ※証明書類として「開業届（控）」「営業許可証」「確定申告書（控）」のいずれかの写しを添付
上記のうち育児休業中（再雇用含む）の方は、育児休業の取得（予定）期間が記載された就労証明書が必要です。 ※「育児休業明け入所申込みについての誓約書★」が必要な場合もありますので、詳しくは2ページの「10. 育児休業明け入所申請者の取扱い、②育児休業切上げの可否と入所希望日の取扱い」をご確認ください。		
②妊娠・出産		②出産証明と母子健康手帳の写し ※「出産予定日」と「妊娠中の経過」の記載箇所
③保護者が病気の方		③疾病証明（又は医師による診断書）
④保護者が障がいのある方		④障がい状況証明と障がい者手帳の写し ※「顔写真」「等級」「期限」が分かる箇所
⑤入院中の親族又は長期間同居の親族を常時看護又は介護している方		⑤介護・看護証明
⑥求職活動中		⑥求職活動状況申告書・誓約書
⑦就学中、就学予定者		⑦就学等（予定）証明書
⑧親子通園（保護者付き添いで療育施設に通園）		⑧きょうだいが療育施設に親子通園している申告と療育施設の在園証明書
⑨災害復旧等で保育が必要な方		⑨罹災が確認できる書類

（※）保育の利用を必要とする事由の詳細は、市入所案内をご覧ください。

## 2. 調整点

以下の内容に応じて書類提出があった場合、調整点を適用する。

内容	提出書類
保護者が保育資格を有し、交野市内の特定教育保育施設等において、月64時間以上就労している又は就労が内定している場合	保育士加算申込書★
ひとり親家庭又は交野市でひとり親家庭相当	戸籍全部事項証明などひとり親であることが分かる書類（児童扶養手当証書・ひとり親家庭医療証は交野市のものに限り）
入所保留後（入所保留中）で、認可外保育施設に1か月以上通園している	在園証明書★（認可外保育施設に1か月以上通園していることを証明する内容）
未就学の障がい児童がいる世帯	④障がい状況証明と手帳の写し又は障がいがあることが分かる書類
交野市内の認定こども園・保育所・小規模保育施設に2・3号認定で入所していない児童が2人以上同時に入所選考にかかる場合（多胎含む）	利用調整に係る多子・多胎世帯に関する申告書★
保護者が疾病又は障がいがある	（疾病）③疾病証明 （障がい）④障がい状況証明と手帳の写し
同居親族の介護・看護をしている	⑤介護・看護証明
転入予定で、転入月または転入月の前月まで転入前の市町村において申請児童が特定教育・保育施設等に入所しており（2・3号認定に限る）、かつ入所申込において利用施設を第5希望まで希望している場合	在園証明書★
希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる	育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書★

※上表右欄に記載している①③④⑤の書類は、『保育の利用を必要とする証明書』を意味します。

★印の書類については、交野市専用様式に限る。

### 3. 優先順位

以下の内容に応じて書類提出があった場合、基準表に基づいて優先する。

内容	提出書類
ひとり親家庭又は交野市でひとり親家庭相当	戸籍全部事項証明などひとり親であることが分かる書類(児童扶養手当証書・ひとり親家庭医療証は交野市のものに限る)
障がい児(者)のいる世帯	手帳の写し
保護者の総所得金額等の合計額が低い世帯	※下表を参照

「保育の利用を必要とする証明書」内に、障がい状況の証明内容を記載する項目があります。

#### ※総所得額・住民税額が分かる書類について

交野市への転入の時期	税申告済みの方	未申告の方
令和5年1月1日以前	提出不要	申告 <b>必要</b> ／税証明提出 <b>不要</b> (交野市で申告後、ご連絡のみください)
令和5年1月2日以降	提出 <b>必要</b> 「住民税課税(非課税)証明書」※1 を提出してください	申告 <b>必要</b> ／税証明提出 <b>必要</b> (令和5年1月1日時点で住民登録があった市町村で申告後、「住民税課税(非課税)証明書」※1を提出してください)

#### ※1「住民税課税(非課税)証明書」《令和5年度(令和4年收入分について)》

- ・令和5年1月1日時点で住民登録があった市町村で取得してください。
- ・税の証明を取得される際は、住民税の所得額の外に、控除金額等も記載されたものが必要になります。
- ・無収入の場合も証明は必要になります。
- ・証明は写しで提出してください。原本を提出された場合は、返却できません。